

- 取扱職種の範囲等 ・ 職種は 全職種 ・ 地域は 全国
- 手数料に関する事項 手数料表（消費税含む）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	100,000 円（手数料負担者は求人者とします。）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% （手数料負担者は求人者とします。）
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （手数料負担者は求人者とします。）
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 10,000,000 円・活動 1 日当たり 50,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% （手数料負担者は求人者とします。）
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （手数料負担者は関係雇用主とします。）
返戻金制度【 <u>有</u> ・ 無 】	有（入社日から 1 ヶ月以内の退職：60%、2 ヶ月以内 30%、3 ヶ月以内：15%を返金する）

- 苦情の処理に関する事項
- ・ 求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。
- 苦情申出先： 職業紹介責任者 井上 愛子 連絡先 (06) 6786-4533

- 個人情報の取扱いに関する事項
- ・ 当事業所の「個人情報適正管理規定」は次のとおりです。
- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、総務部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 井上 愛子とする。
 - 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
 - 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
 - 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 井上 愛子とする。

○ 取扱職種の範囲等

- ・ 職種は 全職種 ・ 地域は 全国

○ 手数料に関する事項

- ・ 手数料につきましては、一切徴収いたしません。

○ 苦情の処理に関する事項

- ・ 求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先： 職業紹介責任者 井上 愛子 連絡先 (06) 6786-4533

○ 個人情報の取扱いに関する事項

- ・ 当事業所の「個人情報適正管理規定」は次のとおりです。

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、総務部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 井上 愛子とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 井上 愛子とする。

※ 職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。